市第17号議案 横浜市生活自立支援施設条例の一部改正について

1 提案理由

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第44号)が平成30年6月8日に公布され、同年10月1日以降順次施行されることとなりました。このうち、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の一部改正に伴い、横浜市生活自立支援施設条例の一部を改正します。

2 条例の一部改正の概要

生活困窮者自立支援法の改正において、一部条項の新設に伴う条項ずれの修正が行われたこと に伴い、当該改正箇所を引用している横浜市生活自立支援施設条例の条項ずれを措置します。

また、今回の法改正は順次施行され、その都度、条項ずれの措置が必要となることから、それ に対応した条例の一部改正を行います。

3 条例の施行予定日及び改正箇所

- (1) 【平成30年10月1日】第1条中「第2条第5項」を「第3条第6項」に改める。
- (2)【平成31年 4月1日】第1条中「第3条第6項」を「第3条第6項第1号」に改める。

横浜市生活自立支援施設条例(平成 15 年 2 月 25 日条例第 1 号)新旧対照表

現行 平成 30 年 10 月 1 日改正 平成31年4月1日改正 (設置) (設置) (設置) 第1条 生活困窮者自立支援法 第1条 生活困窮者自立支援法 第1条 生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 (平成 25 年法律第 105 号) 第 (平成 25 年法律第 105 号) 第 2条第5項に規定する一定の 3条第6項に規定する一定の 3条第6項第1号に規定する 住居を持たない生活困窮者(以 一定の住居を持たない生活困 住居を持たない生活困窮者(以 下「対象生活困窮者」という。) 下「対象生活困窮者」という。) 窮者(以下「対象生活困窮者」 という。) に対し、一時的な宿 に対し、一時的な宿泊場所を提 に対し、一時的な宿泊場所を提 供するとともに、生活支援等を 供するとともに、生活支援等を 泊場所を提供するとともに、生 行い、その自立を支援するた 行い、その自立を支援するた 活支援等を行い、その自立を支 め、横浜市生活自立支援施設は め、横浜市生活自立支援施設は 援するため、横浜市生活自立支 まかぜ(以下「自立支援施設」 まかぜ(以下「自立支援施設」 援施設はまかぜ(以下「自立支 という。)を横浜市中区に設置 という。)を横浜市中区に設置 援施設」という。)を横浜市中 する。 する。 区に設置する。